

引受方式の種類

公益社団法人全国農業共済協会（NOSA I協会）

引受方式	対象作物	補償割合	内容
一筆方式 (注2)	水稻	7割	耕地ごとに、基準収穫量の3割(4割、5割)を超える被害が生じたときに共済金を支払います
	陸稲	6割	
	麦	5割	
半相殺方式 (注3)	水稻	8割	農家ごとに、被害耕地の減収量の合計が、基準収穫量の2割(3割、4割)を超えたときに共済金を支払います
	麦	7割	
		6割	
全相殺方式 (注3、注4)	水稻	9割	農家ごとに、被害による減収量が、基準収穫量の1割(2割、3割)を超えたときに共済金を支払います
	麦	8割	
		7割	
災害収入共済方式 (注3、注4)	麦	9割	農家ごとに、被害により減収や品質の低下が発生し、生産金額の減少額が基準生産金額の1割(2割、3割)を超えたときに共済金を支払います
		8割	
		7割	
品質方式 (注3、注4)	水稻	9割	農家ごとに、被害により減収や品質の低下が発生し、生産金額の減少額が基準生産金額の1割(2割、3割)を超えたときに共済金を支払います
		8割	
		7割	
地域インデックス方式 (注3)	水稻	9割	農家ごとに、統計データによる収穫量が、基準収穫量の1割(2割、3割)を超えて減少したときに共済金を支払います
	陸稲	8割	
	麦	7割	

(注1) 補償割合は、農家が選択します。

(注2) 一筆方式は、原則として2021年産までで廃止されます。

(注3) 一筆方式以外の方式では、収穫が全く見込めない収穫皆無となった耕地に対し、10割減収と評価して共済金を支払う「一筆全損特例」が措置されているほか、収穫量が50%以上減少した耕地がある場合に、坪刈り等の実測調査を要さずに50%減収と評価して共済金を支払う「一筆半損特約」を農家の選択で付加することができます。

(注4) これらの引受方式は、青色申告者や基本的に収穫物の概ね全量を農協や農協以外の乾燥調製施設に出荷しており、その出荷資料等で収穫量や生産金額等が確認できる農家が選択できます。